

## 第 5 章 維持管理に関する計画書

— 目 次 —

第5章 維持管理に関する計画書

維持管理計画	5-1
1. 受入要領及び搬入管理	5-1
2. 埋立管理	5-1
3. 水質の管理	5-2
4. 施設の管理	5-5
5. 設備に異常を生じた際の処置	5-5
6. 埋立終了から廃止までの維持管理	5-6
7. 廃止基準	5-6
8. その他必要な事項	5-7
9. 跡地利用計画	5-7
10. 維持管理に関する記録及び閲覧方法	5-8
11. その他	5-9
12. 廃石綿等	5-9-1
13. 石綿含有産業廃棄物	5-9-2
• 施設維持管理記録簿	5-10
• 管理型最終処分場定期点検表	5-11
• 処分場廃止安定化チェックリスト	5-11-1
• 放流水・地下水水質管理計画及び処分場廃止計画に伴う 保有水・地下水・その他確認検査計画	5-12
• 浸出水及び汚泥脱水処理施設使用前又は後点検表	5-13

## 維持管理計画

当該施設の使用にあたっては、管理責任者が安全面・衛生面等に細心の注意をはらい、整理整頓を旨として、衛生的かつ安全な維持管理を徹底する。

維持管理は、「産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」を遵守する。

### 1. 受入要領及び搬入管理

- 1) 場外より進入してくる搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。
- 2) 産業廃棄物運搬車両の運転手からマニフェストの提示を受け内容物に違いがないか目視確認する。
- 3) ばいじん及び焼却灰（以下「ばいじん等」という）の受け入れに至っては、飛散を防止するため調湿、若しくは、梱包、固化などの措置を行っていないばいじん等の搬入は禁止する。このため、受け入れのための事前調査及び搬入時の調査を行う。
- 4) 受け入れる廃棄物の種類及び量が適正なものとなるよう計量証明書を排出業者から添付してもらう。
- 5) 有害物質を含む恐れがあるもの及び産業廃棄物を処理するため処理したものについては、前もって排出事業者に検定結果の提示を求め確認する。
  - ・ 埋立られた産業廃棄物の種類及び数量の維持管理に当たって行った点検、検査、その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間保存する。
- 6) 運搬車退出時に車両が泥等で汚れた場合は、洗浄器で汚れを落としてから退出する。

### 2. 埋立管理

- 1) 埋立場所等の移動に伴う取付道路の整備及び搬入車両の誘導ならびに提示を徹底する。
- 2) 15cm以上の廃プラ、ゴムくずは受入れをしない。
- 3) 層状埋立を遵守し、十分な転圧を行う。
- 4) 埋立用としてブルドーザー等を常備して、能率良く安全に埋立を行う。
- 5) 廃棄物の飛散及び火災防止のため必要に応じて即日覆土を行う。又消火器を備え置く。
- 6) 処分場外に悪臭が発散しないように必要に応じて即日覆土を行う。又は、消臭剤を散布する。
- 7) ねずみの生息及び害虫の発生を防ぐため必要に応じて即日覆土を行う。又は、殺虫剤を散布する。
- 8) 廃棄物を埋立る時に遮水工を破損する可能性があるため、必ず保護土等で覆うこととする。
- 9) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずることとする。
- 10) ガス抜き設備を設けて埋立地から発生するガスを排除することとする。
- 11) 残余容量の算定結果の保存に当たっては、残余容量の算定に当たって使用した計測方法、その算定根拠となる計測資料及び埋立地の全景が確認できる写真を併せて保存しておく。残余容量の算定は原則として1回/年の頻度としたが、残余容量が1年を下回った場合等最終埋立高に近づいた時点においては、残余容量を把握する頻度を上げ、3ヶ月に1回以上の頻度で実施する。容量算出に当たり「最終処分場残余容量算定マニュアル 平成17年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課・産業廃棄物課」に則り、的確に行う。

### 3. 水質の管理

#### 1) 地下水の水質の管理

- イ. 最終処分場の周縁の2ヶ所の地下水観測井戸から採取した地下水の水質検査を次により行うこととする。
- ロ. 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩素イオン濃度を測定・記録することとする。
- ハ. 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録することとする。
- ニ. 埋立開始後、電気伝導率及び塩素イオン濃度を1ヶ月に1回測定・記録することとする。
- ホ. 電気伝導率又は塩素イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに石狩支庁(環境生活課)及び江別市等関係機関(P6-2「災害時の緊急連絡体制」を参照)に連絡し、再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録することとする。
- ヘ. 地下水等検査項目に係わる水質検査の結果、悪化及び環境基準値の超過が認められた場合は、産業廃棄物の搬入を中止し、速やかに石狩支庁(環境生活課)及び江別市等関係機関(P6-2「災害時の緊急連絡体制」を参照)に連絡し、その原因の調査、その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずることとする。

#### 地下水検査項目及び基準値

検査頻度：1回/年

地下水等検査項目	基準値	地下水等検査項目	基準値
アルキル水銀	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下
カドミウム	0.01mg/l 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
鉛	0.01mg/l 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
砒素	0.01mg/l 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	チウラム	0.006mg/l 以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	シマジン	0.003mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	ベンゼン	0.01mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	セレン	0.01mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/l 以下
ふっ素	0.8mg/l 以下	ほう素	1mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l 以下		

## 2) 浸出水処理設備の維持管理

- イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する。
- ロ. 浸出水処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずることとする。(点検表参照)
- ハ. 浸出水の水質検査について排水基準等に係わる項目について1年に1回以上水質を測定・記録することとする。
- ニ. 水質検査について水素イオン濃度、BOD、SS、T-N について1ヶ月に1回以上測定・記録することとする。

### 3) 放流水の水質管理

- イ. 排水基準等に係わる項目について1年1回以上水質を測定・記録することとする。
- ロ. 水素イオン濃度、BOD、SS、T-Nについて1ヶ月1回以上測定・記録することとする。

#### 放流水検査項目及び基準値

検査頻度：1回/月

放流水等検査項目	基準値	放流水等検査項目	基準値
pH	5.8~8.6	BOD	60mg/l以下
SS	10mg/l以下	T-N	60mg/l以下

検査頻度：1回/年

放流水等検査項目	基準値	放流水等検査項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チウラム	0.06mg/l以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/l以下	シマジン	0.03mg/l以下
カドミウム及びその化合物	0.1mg/l以下	チオベンカルブ	0.2mg/l以下
鉛及びその化合物	0.1mg/l以下	ベンゼン	0.1mg/l以下
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メルジプトン及びEPNに限る。）	1mg/l以下	セレン及びその化合物	0.1mg/l以下
六価クロム及びその化合物	0.5mg/l以下	ほう素及びその化合物	50mg/l以下
砒素及びその化合物	0.1mg/l以下	ふっ素及びその化合物	15mg/l以下
シアン化合物	1mg/l以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10につきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量200mg以下。
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003mg/l以下	ルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/l以下
トリクロロエチレン	0.3mg/l以下	ルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/l以下	フェノール類含有量	5mg/l以下
ジクロロメタン	0.2mg/l以下	銅含有量	3mg/l以下
四塩化炭素	0.02mg/l以下	亜鉛含有量	5mg/l以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l以下	溶解性鉄含有量	10mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l以下	溶解性マンガン含有量	10mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	クロム含有量	2mg/l以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l以下	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l以下	ダイオキシン類	10pg-TEQ/l以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l以下		

#### 4. 施設の管理

##### 1) 日常点検

点検箇所	点検内容	点検方法	異常時の措置
えん堤	堰堤の崩壊、流失	目視	直ちに復旧
遮水工	破損、漏水	目視	直ちに補修
浸出水集排水設備	損傷、詰まり	目視	直ちに補修、清掃
調整池	破損、漏水、水位	目視、水位は水位計で測定	直ちに補修
ガス抜き設備	破損	目視	直ちに補修
雨水集排水施設	破損、土砂の堆積	目視	直ちに補修、清掃
囲い	破損	目視	直ちに補修
立札	破損	目視	直ちに補修
搬入道路	路面状況	目視	直ちに補修
場内道路	路面状況	目視	直ちに補修
水中ポンプ	破損、漏水	目視	直ちに補修
雨水切替管	漏水	目視	直ちに補修

##### 2) 定期点検

点検箇所	点検内容	点検方法	点検頻度	異常時の措置
浸出水処理設備	全般	定期点検	1回/年	定期整備
地下水観測井	破損	目視	1回/年	直ちに補修

#### 5. 設備に異常を生じた際の処置

- 1) えん堤、遮水工等の破壊、水質測定結果に異常が発生した場合は、産業廃棄物の受け入れを中止し関係方面に連絡をすると共にその原因を調査し、必要な措置を講じる。
- 2) 大雨や地震時には各設備の点検を行う。

## 6. 埋立終了から廃止までの維持管理

- 1) 埋立終了後悪臭の防止、火災の防止、衛生害虫の発生防止のため約 0.5mの最終覆土を行う。
- 2) 保有水の水質検査（排水基準等に係る項目）を 1 回/6 月行う。  
（廃止に当っては、その直前に行うこと）  
保有水の pH、BOD、SS、T-N の測定を 1 回/3 月行う。  
（廃止に当っては、廃止申請の直前 2 年間以上（埋立終了後検査を含む）にわたり測定を行う）
- 3) 地下水の水質検査（地下水等検査項目）を 1 回/年行う。  
（廃止に当っては、その直前に行うこと）
- 4) ガスの発生の測定を 2 回/年行い、発生が認められた場合の測定頻度は、1 回/3 月とする。
- 5) 埋立地内の温度測定は、廃止の確認の申請の直前に行うこととする。

## 7. 廃止基準

- 1) 悪臭の発生が認められないこと。
- 2) 火災の発生のおそれがないこと。
- 3) はえ等の衛生害虫等の異常な発生が認められないこと。
- 4) 地下水等の水質検査の結果が次のいずれにも該当しないと認められること。
  - (1) 地下水等の水質が、基準に現に適合しないこと。
  - (2) 水質検査による数値の変動の状況に照らし、基準に適合しなくなる恐れがあること。
- 5) 保有水（浸出水）の水質検査の結果が以下の要件をみたすこと。  
排水基準等に係る項目に適合していること
- 6) ガスの発生量の増加が 2 年間以上にわたり認められないこと。  
ガスの発生が認められた場合の測定頻度は、1 回/3 月とする。  
ガスの測定方法は、超音波流量計、熱式流量計を用いる方法か、通気装置に接続し、煙等を吹き込み、その管内の移動速度を測る方法等により計測を行なう。
- 7) 埋立地の内部が周辺の地中の温度と比べ異常な高温になっていないこと。  
周辺地中の温度の差が摂氏 20 度未満であることを確認し、地表より鉛直方向に 1 メートル間隔で測定し、地表の温度の影響を受けないと判断される深さにおいて、周辺の土地における同じ深さの地中温度と比較すること。



## 8) その他

「廃止確認の申請」の許可後、吸水マンホール内の雨水切替管へ接続されているφ350の管のキャップを外し、地下水導水管の集水柵へ導くものとする。

これは、廃止後に埋立地に浸透した雨水が自然流下により埋立地外に流出できる為の設備である。(埋立地は遮水構造であり、調整池からはポンプアップである為。)

## 9) 処分場廃止安定化値チェックリストを作成し維持管理する。

### 8. その他必要な事項

- 1) 維持管理積立金を積み立てる

### 9. 跡地利用計画

- 1) 最終覆土 (t=0.5m) をした後、植生・緑化する。

10 維持管理に関する記録及び閲覧方法

埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日までに備え置きます。
擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日まで備え置きます。
擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます。
遮水工の点検を行った年月日その結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日まで備え置きます。
遮水工の点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます。
水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所、水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 水質検査の結果の得られた年月日 水質検査の結果	結果の得られた日の属する月の翌月の末日まで備え置きます。
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質悪化が認められた場合に、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日 上記措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます。
調整池の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日まで備え置きます。
調整池の点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます。
浸出液処理設備の点検を行った年月日及びその結果	点検を行った日の属する月の翌月の末日まで備え置きます。
浸出液処理設備の点検の結果、浸出液処理設備の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます。
残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録する。	当該測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日までに備え置きます。
<p>○記録は、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間備え置き、閲覧に供する。</p> <p>○閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まない。</p>	

## 1 1. その他

- 1) 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に入ることを防止することが出来るようにしておく。また、閉鎖された埋立地を埋立処分場以外の用に供する場合においては囲い・杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておく。
- 2) 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の施設は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書き換えその他の必要な措置を講ずる。
- 3) 調整池を定期的に点検し、調整池が破損するおそれがあると認められた場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること（スタック等を用いて水位を測定・記録する）。
- 4) 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる。  
埋立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。
- 5) 雨水切替管（廃止時に吸水マンホールにおいて浸出液を雨水排水へ切り替える管）は、地下水導水管の集水樹で受ける、その位置で漏水がないか目視する。（位置は 13 章図 17-2 浸出水ルート図、集水樹は第 13 章図 13-1 参照）
- 6) 浸出水圧送管は、早春季・晩秋季の運転時に凍結の恐れがあるときには、移送ポンプを停止し、空気弁及び排泥弁を開き水抜きを行い凍結を防止する。

## 1.2. 廃石綿等

維持管理は、「廃石綿等処理マニュアル（暫定）第7章 最終処分」を遵守する。

### 1) 受け入れ方法

- (1) 受入要領をあらかじめ定め、廃石綿等の受け入れ契約時に排出事業者に提示する。
- (2) 受け入れに際し廃石綿等の量、積載状況等について確認する。
- (3) 従業員に対して、廃石綿等の適正な取扱いについて教育を行い、十分に理解させる。
- (4) 廃石綿等の埋立量、埋立場所等について記録し、永年保存する。

### 2) 埋立方法

1. 廃石綿等は、最終処分場の内の一定の場所において、廃石綿等が分散しないよう埋立てる。
2. 廃石綿等の埋立て方法は次の方法により行う。
  - (1) 場内にあらかじめ溝又は穴を掘り、その中に埋立てる。
  - (2) 埋立ては、袋又は容器に入れたまま行う。
  - (3) プラスチック袋は、破損しないようにし、できるだけ重機械の使用を避けて埋立てる。
  - (4) 1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15cm以上の覆土をする。
  - (5) 廃石綿等の埋立場所において転圧のための重機等を使用する場合には、必要な厚さの覆土を行い、プラスチック袋等の破損による石綿の飛散を防止する。
  - (6) 覆土材は、石綿を含まないもので、プラスチック袋を容易に破損させない形状のものを使用する。
3. 廃石綿等の埋立完了後は、その上部前面に目印となるシートで覆うなどの措置を行った後、2m以上の厚さで覆土する。

### 13. 石綿含有産業廃棄物

維持管理は、「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針 第6章 最終処分」に準じる。

#### 1) 受け入れ方法

- (1) 受入要領をあらかじめ定め、石綿含有産業廃棄物の処理受託契約に際し排出事業者に提示する。
- (2) 受け入れに際し石綿含有産業廃棄物の量、積載状況等について確認する。
- (3) 石綿含有産業廃棄物は、最終処分場内に場所を定めて埋め立てる。
- (4) 最終処分場管理者は、石綿含有産業廃棄物の埋立場所、埋立量を記録し、保存する。

#### 2) 埋立方法

##### (1) 荷降ろしの留意点

受入物の状態により、石綿含有産業廃棄物の飛散のおそれがある場合は、受入物を湿潤してから荷降ろしする。

##### (2) 埋立<sup>時</sup>の留意点

転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に乗ることのないよう覆土した後に  
行うこと。

##### (3) 覆土

1日の作業終了後、埋立面の上面を覆土する。

## 施設維持管理記録簿(1)

年 月 度

承認	審査	作成
/ /	/ /	/ /

## 1. 埋立てた産業廃棄物の種類及び数量

品目	数量(ton)	台数
燃え殻		
汚泥(含水率85%未満)無機性		
廃油(タールピッチ類に限る)		
廃プラスチック類		
紙くず		
木くず		
繊維くず		
ゴムくず		
金属くず		
ガラスくず		
コンクリートくず及び陶磁器くず		
がれき類		
鉱さい		
ばいじん		
処分するために処理したもの		
混合廃棄物		
汚泥(含水率85%以上)無機性(中間処理施設で脱水)		
廃石綿等		
当月計		
累計		

## ・石綿含有産業廃棄物

品目	数量(ton)	台数
廃プラスチック類		
コンクリートくず及び陶磁器くず		
がれき類		
当月計		
累計		

## ・翌月の末日まで作成し承認を受けること

## 施設維持管理記録簿(2)

年 月 日

承認	審査	作成
/ /	/ /	/ /

## 2. 検査、点検について

検査、点検	内容	関係文書、記録の所在
放流水・地下水水質検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>採取した場所、年月日</li> <li>測定結果と得られた年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放流水・地下水水質管理計画</li> <li>水質検査結果</li> </ul>
周辺地下水水質悪化の場合に講じた措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>措置の内容、講じた年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理手順：管理型最終処分場</li> <li>不適合是正予防処置計画報告書</li> </ul>
遮水工、擁壁、調整池 浸出液処理設備、内外周 仕切設備の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>点検実施の年月日</li> <li>異常等の場合の措置の内容 及び年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理手順：管理型最終処分場</li> <li>管理手順：脱水処理施設</li> <li>脱水処理施設使用前又は後点検表</li> <li>脱水処理施設定期点検表</li> <li>管理型最終処分場定期点検表</li> <li>維持修繕記録</li> </ul>
展開検査	受入時に立会いすることにより都度実施	

・翌月の末日まで作成し承認を受けること

株式会社 協和環境サービス  
処分場廃止安定化チェックリスト

実施内容	チェック項目	実施月日	備考
1) 覆土	t-500以上		・写真記録ファイル
2) 保有水水質検査	1回/6ヵ月 ・排水基準に係わる項目 ※水温も入れる		・外注ファイル
	1回/3ヵ月 ・p h b o d s s 窒素含有 ※水温も入れる		・外注ファイル
3) 地下水水質検査	1回/年 ・ダイオキシン類・地下水等検査項目		・外注ファイル
4) 悪臭・ガス	2回/年 ・メタン (CH4)、二酸化炭素 (CO2) ・ガス発生流量		・外注ファイル ガスの発生がある場合は1回/3ヵ月
5) 火災	1回/年 立て札にて管理-写真撮影記録する		・ファイル
6) ねずみ・害虫	1回/年 目視-内容を記録する		・ファイル
7) 地中温度	2回/年 ガス・悪臭と同時に測定する		・外注ファイル
8) 堰堤構造・沈下	1回/年 写真撮影4面-内容を記録する		・ファイル
9) 雨水坑替管	2回/年 目視→漏れの有無		・ファイル



管理型最終処分場定期点検表 年度

点検項目/月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
点検日												
最終処分場堰堤の状況												
最終処分場遮水工の状況												
浸出液の外部配管の状況												
調整池の状況												
ガス抜き設備の状況												
雨水集排水設備												
最終処分場周囲の柵												
最終処分場表示の立札												
搬入道路												
場内道路												
観測井戸の状況												
処分場・調整池中ポンプの点検(オイル交換年1回)												
雨水切替管の状況												
道路側溝の清掃												
点検者												

正常:○ 異常:× 修復時は「維持・修繕記録」に記入環境管理責任者(事業部長)の承認を受ける  
緊急事態にあたるものは「環境緊急事態対応記録」で対応する

承認	作成
/ /	/ /

放流水・地下水水質管理計画及び  
処分場廃止計画に伴う保水水、地下水、その他確認検査計画

\*2は2地点を意味する

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
当年度	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
次年度	B*2	B*2	B*2	C B*2	B*2 C*2	B*2 D*2	B*2	B*2	B*2	B*2	B*2	B*2	
保水水	E'	E'	E'	E	E'	D		E' E'	E'	E'	E'		
地下水													
悪臭・ガス 発生 地中温度 火災 ねずみ・害虫 埋立													
終了 から 廃止 まで													

水質検査内容

Atype (管理基準)	Gtype (放流水の管理基準)	C-type (地下水管理基準)	Dtype (管理基準)	Etype (排水基準法令S46級第35号)	E-type	悪臭・ガス(禁止基準)
・PH (5.8~8.6) ・ss (10以下) ・BOD (60以下) ・N-X (5以下) ・窒素含有量 (60mg %以下)	・アルキル水銀及びその化合物 検出されぬこと ・総水銀 0.005mg %以下 ・カドミウム 0.01mg %以下 ・鉛及びその化合物 0.01mg %以下 ・六価クロム 0.05mg %以下 ・砒素及びその化合物 0.01mg %以下 ・シアン 検出されぬこと ・PCB 0.003mg %以下 ・トリクロロエチレン 0.03mg %以下 ・テトラクロロエチレン 0.01mg %以下 ・ジクロロメタン 0.02mg %以下 ・四塩化炭素 0.02mg %以下 ・1・2ジクロロエタン 0.04mg %以下 ・1・1ジクロロエチレン 0.02mg %以下 ・シス1・2ジクロロエチレン 0.4mg %以下 ・1・1・1トリクロロエタン 3mg %以下 ・1・1・2トリクロロエタン 0.06mg %以下 ・1・3ジクロロプロパン 0.02mg %以下 ・チウラム 0.06mg %以下 ・シマジン 0.03mg %以下 ・チオベンカルブ 0.2mg %以下 ・ベンゼン 0.1mg %以下 ・レニン及びその化合物 0.1mg %以下 ・有機燐化合物 1mg %以下 ・フェノール類含有量 5mg %以下 ・銅含有量 3mg %以下 ・亜鉛含有量 2mg %以下 ・溶解性鉄 10mg %以下 ・溶解性マンガン 10mg %以下 ・クロム含有量 2mg %以下 ・フッ素 15mg %以下 ・大腸菌群数 3,000 cfu以下 ・ほう素及びその化合物 50mg %以下 ・臭含有量 16mg %以下 ・アンモニウム・アンモニウム化合物 200mg %以下	・アルキル水銀及びその化合物 検出されぬこと ・総水銀 0.005mg %以下 ・カドミウム 0.01mg %以下 ・鉛及びその化合物 0.01mg %以下 ・六価クロム 0.05mg %以下 ・砒素及びその化合物 0.01mg %以下 ・シアン 検出されぬこと ・PCB 0.003mg %以下 ・トリクロロエチレン 0.03mg %以下 ・テトラクロロエチレン 0.01mg %以下 ・ジクロロメタン 0.02mg %以下 ・四塩化炭素 0.02mg %以下 ・1・2ジクロロエタン 0.04mg %以下 ・1・1ジクロロエチレン 0.02mg %以下 ・シス1・2ジクロロエチレン 0.4mg %以下 ・1・1・1トリクロロエタン 3mg %以下 ・1・1・2トリクロロエタン 0.06mg %以下 ・1・3ジクロロプロパン 0.02mg %以下 ・チウラム 0.06mg %以下 ・シマジン 0.03mg %以下 ・チオベンカルブ 0.2mg %以下 ・ベンゼン 0.1mg %以下 ・レニン及びその化合物 0.1mg %以下 ・有機燐化合物 1mg %以下 ・フェノール類含有量 5mg %以下 ・銅含有量 3mg %以下 ・亜鉛含有量 2mg %以下 ・溶解性鉄 10mg %以下 ・溶解性マンガン 10mg %以下 ・クロム含有量 2mg %以下 ・フッ素 15mg %以下 ・大腸菌群数 3,000 cfu以下 ・ほう素及びその化合物 50mg %以下 ・臭含有量 16mg %以下 ・アンモニウム・アンモニウム化合物 200mg %以下	・ダイオキシン類 ・放流水 10ヒコグラム以下 ・地下水 1ヒコグラム以下	・アルキル水銀及びその化合物 検出されぬこと ・総水銀及びその化合物 0.005mg %以下 ・カドミウム及びその化合物 0.01mg %以下 ・鉛及びその化合物 0.01mg %以下 ・六価クロム及びその化合物 0.05mg %以下 ・砒素及びその化合物 0.01mg %以下 ・シアン及びその化合物 1mg %以下 ・PCB 0.003mg %以下 ・トリクロロエチレン 0.03mg %以下 ・テトラクロロエチレン 0.01mg %以下 ・ジクロロメタン 0.02mg %以下 ・四塩化炭素 0.02mg %以下 ・1・2ジクロロエタン 0.04mg %以下 ・1・1ジクロロエチレン 0.02mg %以下 ・シス1・2ジクロロエチレン 0.4mg %以下 ・1・1・1トリクロロエタン 3mg %以下 ・1・1・2トリクロロエタン 0.06mg %以下 ・1・3ジクロロプロパン 0.02mg %以下 ・チウラム 0.06mg %以下 ・シマジン 0.03mg %以下 ・チオベンカルブ 0.2mg %以下 ・ベンゼン 0.1mg %以下 ・レニン及びその化合物 0.1mg %以下 ・有機燐化合物 1mg %以下 ・フェノール類含有量 5mg %以下 ・銅含有量 3mg %以下 ・亜鉛含有量 2mg %以下 ・溶解性鉄 10mg %以下 ・溶解性マンガン 10mg %以下 ・クロム含有量 2mg %以下 ・フッ素 15mg %以下 ・大腸菌群数 3,000 cfu以下 ・ほう素及びその化合物 50mg %以下 ・臭含有量 16mg %以下 ・アンモニウム・アンモニウム化合物 200mg %以下	・PH ・ss ・BOD ・N-X ・窒素含有量 ・水温	・悪臭・ガス(禁止基準) ・メタン(CH4) ・二酸化炭素(CO2) ・ガス蒸気
・電気伝導率 ・塩素イオン						地中温度(禁止基準) ・掘立て地内温度 ・外気温値
						火災(禁止基準) ・立て礼香板等異議認 ・自燃内容記録
						ねずみ・害虫(禁止基準) ・自燃内容記録
						埋立廃止(禁止基準) ・写真4面内容記録

浸出水及び汚泥脱水処理施設 使用前又は後点検表 年 月

名称	点検箇所	点検事項	基準	日付																																
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
受入攪拌槽	外観(槽内)	亀裂、破損 オイルレベル オイル漏れ	レベルゲージ																																	
連続吸排装置	シート弁 制御圧 コンプレッサー	損傷、緩み 圧力 水抜き	0.49MPa(5kg/cm2)停止 0.3MPa(3kg/cm2)連続																																	
真空発生装置	Vベルト フィルタ目詰り 軸受部	損傷、緩み 出入口真空計圧力差 異常、振動																																		
スライラル分級機	Sライナー モーター ベルトコンベア	磨耗状態 異常、振動 損傷																																		
水路スクリーン	レーキ、スクリーンバー	蛇行調整 磨耗、損傷、変形 汚れ																																		
シックナー	駆動部 駆動部(チェーン) パッキンボックス pH計	グリス潤滑状態 張り具合 漏水																																		
EC生物処理機	軸受部 濾材 放流量目盛	磨耗、グリス潤滑状態 目詰り、破損 放流量の確認	能力確保していないか																																	
送液(封水)ポンプ	モーター インペラ	異常、振動 磨耗																																		
フィルタープレス	外観(全体) 開板機(爪) 油圧作動油量 油圧計 制御盤 コンプレッサー	損傷、オイル漏れ 磨耗、グリス潤滑状態 張り具合、グリス潤滑状態 オイルレベル 油圧 エア一圧 制御圧 圧力 水抜き 制御ランプ	レベルゲージ 460~470kg/cm2 8~9kg/cm2 4~7kg/cm2 ランプ点灯																																	
砂濾過装置	制御盤 砂 コンプレッサー	汚れ 圧力 水抜き																																		
活性炭吸着塔	活性炭 ブロウ	汚れ 異常、振動																																		
インテークタンク	減速機	オイルレベル オイル漏れ	レベルゲージ																																	
薬品関係	溶解槽外観 薬注ポンプ 炭酸ガス気化器	損傷 液漏れ、損傷 ガス漏れ、損傷 温水タンク水量																																		
点検者名																																				

正常: L 異常: X 休日等の休止日は斜線 修復交換時は「維持・修繕記録」に記入環境管理責任者(事業部長)の承認を受ける

浸出水及び汚泥脱水処理施設 定期点検表 年

株式会社 協和環境サービス  
 第1四半期(4~6月) 審査 承認 作成  
 第2四半期(7~9月) 審査 承認 作成  
 第3四半期(10~12月) 審査 承認 作成  
 第4四半期(1~3月) 審査 承認 作成

名称	点検箇所	点検事項	点検サイクル	点検サイクル0.5年 以上点検予定月	年度											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
吸入機排筒 連続吸排装置 スライラ分級機	攪拌翼	攪拌翼の磨耗確認	1回/月													
	排水ポンプ	非金屬部の汚れ確認	1回/月													
	モーター	オイル確認	1回/月													
		軸受部グリス確認	1回/月													
ベルトコンベア	モーターブリー	ブリーの確認	1回/年													
原水ポンプ	羽根車	磨耗確認	1回/年													
	オイル オーバーホール	オイル確認	1回/年 1回/2~5年													
シクナー	手摺、歩廊、梯子	汚れ、ごみ、錆確認	1回/年													
スラーポンプ	軸受け部	グリス確認	1回/月													
EC原水ポンプ	羽根車	磨耗確認	1回/年													
	オイル オーバーホール	オイル確認	1回/年 1回/2~5年													
EC有機水処理装置	手摺、歩廊、梯子	汚れ、ごみ、錆確認	1回/年													
	バックテリア	バックテリア状況確認	1回/年													
インテークタンク	攪拌翼	磨耗確認	1回/年													
送液ポンプ	インペラ	磨耗、グラウンド部確認	1回/月													
フィルタープレス	板室機(開板機)	受け板爪(戻し部平行度(±2mm))	1回/月													
	濾板	スプリング(φ4mm±2mm) ウデ・フレーム間隔(55mm±2mm)	1回/0.5年 1回/0.5年													
	濾布	濾布確認	1回/月													
	額縁、デスタンスピース	変形磨耗確認 取り付けボルト確認	1回/年 1回/月													
	駆動チェーン	緩み確認	1回/月													
	油圧ユニット	オイル量確認(レベルゲージ)	1回/月													
	チエンスプロケット	基準寸法確認	1回/年													
	制御盤回路絶縁抵抗	抵抗値確認	1回/年													
	ギヤードモーター	オイル量確認	1回/年													
	駆動軸、軸受けインペラ部	グリス潤滑状態確認	1回/0.5年													
炭酸ガス気化器	温水タンク	洗浄	1回/0.5年													
pH計電極	ケーブルコネクタボックス	専用ケーブル絶縁確認 標準液による調整	1回/年 1回/3ヶ月													
	コンプレッサ	オイル量確認	1回/月													
関連地下水槽	駆動モーター	グリス確認	1回/2年													
	地下水槽壁	クラックの確認	1回/年													
	消火器	設置場所、容器、ホース、内部機能等	1回/0.5年													
点検者名																

点検 正常時:レ 異常時:× 修復交換時は「維持・修繕記録」に記入環境管理責任者(事業部長)の承認を受ける